

予算特別委員会資料請求一覧

資料番号	件 名	請求日	請求者	所管
1	市民ホール基本構想・基本計画と要求水準書骨子との比較表	H29.3.3	今村委員	文化政策課
2	県内他市のシティープロモーションの主だった取り組み状況の事例(組織体制ほか)	H29.3.6	浅野委員	広報広聴課
3	平成28年度の職員が受ける各種研修一覧(研修名、対象者、内容、講師、時間数)	H29.3.6	安藤委員	職員課
4	過去5年間のメンタルが原因による療養休暇、休職者、退職者数	H29.3.6	安藤委員	職員課
5	平成28年度コーチングを活用した取組	H29.3.6	木村委員	職員課
6	過去5年間の市税の滞納繰越額(個人市民税及び固定資産税)	H29.3.6	木村委員	市税総務課
7	過去5年間の国庫支出金、国庫補助金、地方交付税、県支出金、県補助金、債務負担行為、単年度の市債額の推移(予算ベース)	H29.3.6	今村委員	財政課
8	市民交流センター開設時からの各会議室の月別利用件数	H29.3.6	鈴木(紀)委員	地域政策課
9	神奈川県が作成した防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン	H29.3.6	佐々木委員	地域安全課
10	市内民間保育所施設等の定員と入所状況及び平成28年度における待機児童者数(全体での直近10月)	H29.3.7	鈴木(紀)委員	保育課
11	平成27年度からの保育所等への申込者数に対する入所者数(4月、10月)	H29.3.7	佐々木委員	保育課
12	県内19各市における一人当たりの保険料(平成27年度～平成29年度)	H29.3.8	木村委員	保険課
13	過去3年間の酒匂川植栽事業費 職員が業務として参加している人数と回数	H29.3.8	神戸委員	環境政策課
14	段ボールコンポスト事業 開始から現在までの市民への普及実績及び普及施策一覧	H29.3.8	大村委員	環境政策課
15	過去5年間のごみの種別ごとの排出量及びごみ処理経費(人件費を除く)	H29.3.8	加藤委員	環境政策課
16	過去3年間の時間外勤務月80時間以上の月別・学校別件数(平成26年度・4月～3月)	H29.3.14	安藤委員	教育指導課
17	療養休暇取得者数・休職者数・休職後に付随する退職者数あわせてそれぞれについてメンタルを要因とする人数(過去3年分)	H29.3.14	安藤委員	教育指導課
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

県内他市のシティプロモーションの主だった取り組み状況の事例(組織体制ほか)

市町村名	担当課	組織体制	主な取り組み事例
川崎市	総務企画局 シティプロモー ション推進室	平成25年度に府内検討会議や市民参加の ワークショップ、有識者による懇話会を開催。 平成27年3月に「川崎市シティプロモーション 戦略プラン」を策定。	プランディングムービーの制 作、民間事業を支援するブラン ド推進事業の実施
相模原市	シティセールス・ 親善交流課	平成21年度に市長を本部長、局長級を構成 員とする「シティセールス推進本部」を設置。 下部組織に各部署の実行部隊として部会を 設置。また外部組織である商工会議所等の 団体で構成する「シティセールス推進協議 会」に協議・報告。	ゆるきやらの活用、プロモー ションサイト、SNSでの情報発 信、各種PRイベント開催
横須賀市	政策推進課	平成26年度に「横須賀市都市イメージ創造 発信アクションプラン」を策定。担当課長(都 市イメージ創造発信担当)を配置し、関係部 署との個別調整、連携により推進。	プロモーションサイトでの情報 発信、「横須賀魅力全集」の制 作、車両広告の掲出、移住体 感ツアーやの実施
平塚市	秘書広報課	平成27年度に「平塚市シティプロモーション 指針」、28年度に「平塚市ブランディング戦 略」を策定。シティプロモーション担当課長を 配置し、関係部署との個別調整、連携により 推進。	ロゴマークの制作、PR動画の 制作
藤沢市	企画政策課	平成26年度に企業、関係団体、市民団体、 大学、藤沢市等の代表者で構成する組織 「ふじさわシティプロモーション委員会」を設 置。	ゆるきやらの活用、プロモー ションサイトでの情報発信、メ ディアガイドブックの制作、テー マソング & ダンスの制作
逗子市	企画課	平成27年度に本部長を市長、副本部長を副 市長とする「逗子市シティプロモーション推進 本部」を設置。下部組織に各部署の実行部 隊として部会を設置。	プロモーションサイトでの情報 発信
伊勢原市	広報広聴課	平成27年度に市長を本部長とする「いせはら シティプロモーション推進本部」を設置。下部 組織に各部局の推進委員で構成する「府内 シティプロモーション推進委員会」を設置。	プロモーションサイトでの情報 発信、ロゴマークの制作、PRソ ングの制作
海老名市	市長室 シティプロモー ション課	平成28年度に「シティプロモーション課」を設 置。府内、民間との連携組織はないが、その 都度、関係する部署、機関との調整、連携に より推進。	ゆるきやらの活用、SNSでの情 報発信、市民から集めた市の 魅力写真集の発行

平成28年度の職員が受ける各種研修一覧（研修名、対象者、内容、講師、時間数）

研修名等	主な対象者	受講者数	内容	日数 時間	講師
新採用職員研修	新採用職員	56	市長講話、接遇、体験学習、施設見学、宿泊研修及び文書力向上など市職員として求められる心構えや基本的な知識の習得	11日	内部講師 (市職員) 及び 外部講師 (㈱ぎょうせい)
主事昇任前研修	次年度主事昇任有資格者	36	主事になるために習得すべき職員としての基本的な知識、技能及び態度。主事として必要な能力の開発	4日半	内部講師 (市職員)
主事Ⅰ研修 (住民対応)	主事昇任1年目職員	28	接遇能力の振り返り、接遇技法、基本的なクレーム対応、説明力等	1日	外部講師 (一社)日本経営協会
主事Ⅱ研修 (タイムマネジメント)	主事昇任1年目職員	28	時間の使い方と業務効率、時間管理のポイント、効果的なスケジュールの技法等	1日	外部講師 (㈱インソース)
主事Ⅲ研修 (ロジカルシンキング)	主事昇任2年目職員	29	ロジカルシンキングとは、論理的な要素、体系化・構造化の手法、演習等	1日	外部講師 (㈱インソース)
主事Ⅳ研修 (税務事務)	主事昇任2年目職員	31	市税の概要、滞納に対する取組、市県民税、固定資産税、納税者対応演習等	1日	内部講師(市職員) 及び県警職員
主事Ⅴ研修 (プレゼンテーション)	主事昇任3年目職員	40	プレゼンテーションの基本原則と必要性、話し方のチェックポイント、企画・立案・実演等	2日	外部講師 (アムニカ人材)
主事Ⅵ研修 (民法)	主事昇任3年目職員	47	民法概説、民法総則、債権法、物権法等	2日	外部講師 (横浜市立大学教授)
主事Ⅶ研修 (行政法)	主事昇任4年目職員	35	行政作用法論、行政救済法、事例研究等	2日	外部講師 (神奈川大学教授)
主事Ⅷ研修 (政策形成)	主事昇任5年目職員	30	発想方法、課題の分析、政策形成の手法、成果発表等	1日	外部講師 (㈱インソース)
主任研修 (法務事務)	新任主任	30	法令・判例の解釈、法務上の対応方法等	1日	内部講師 (市職員)
主任研修 (ファシリテーション)	主任昇任2年目職員	27	交渉力とは、場のデザインスキル、対人関係・構造化・合意形成のスキル、演習等	1日	外部講師 (㈱行政マネジメント研究所)
主査研修 (キャブテンシー)	新任主査	24	組織の現状分析、マネジメントの具体的スキル、行動目標設定、実践のPDCA等	1日	外部講師 (㈱話し方教育センター)
新任監督者研修 (チームビルディング、コーチング、メンタルヘルス)	新任監督者	47	市長講話、公務員倫理、監督者の立場・役割の確認と組織リーダーのあり方、コーチング、メンタルヘルスラインケア	3日	内部講師(市職員) 及び外部講師 (㈱インソース・大阪市立大学講師)
新任副課長研修 (コンプライアンス)	新任副課長	42	職員の社会的責任、公務員倫理、各業務と私生活におけるコンプライアンス等	1日	外部講師 (㈱ぎょうせい)
新任課長研修 (マネジメント、メンタルヘルス)	新任課長	21	変革時代における管理者の危機管理意識と組織活性化ストレスの仕組、ストレスマネジメント、管理職の役割、必要な関わり方等	1日	外部講師 (㈱話し方教育センター)
部局長研修 (組織運営)	市長～副部局長	27	経営者、有識者などによる組織マネジメントの講演等	1日	外部講師 (キリンビール㈱代表取締役)
技能・業務職員研修 (公務員倫理)	技能・業務職員(主査・主任)	6	公務員に求められる義務と責任、不祥事防止のための危機管理等	3時間	外部講師 (㈱インソース)
臨時職員研修	臨時職員	25	職員としての義務、公務員としての倫理觀、接遇の基本事項・接遇マインドの習得等	2時間	内部講師 (市職員)
ライフプランセミナー	40代～50代職員	136	ライフプランの必要性、年金制度、マネーデザイン設計、計画表の作成等	2時間半	内部講師 (市職員) 及び 外部講師 (共済組合職員等)
交通安全啓発講演会	全職員	78	講演会テーマ「交通事故防止・交通安全講話」	1時間半	県警職員
公務員倫理研修	全職員	75	公務員に求められる義務と責任、不祥事防止のための危機管理等	3時間	外部講師 (㈱インソース)
男女共同参画社会講演会	全職員	78	講演会テーマ「女と男、何が違う？ ジェンダー・ステレオタイプを超えて」	2時間	外部講師 (東海大学教授)
人権啓発研修会	全職員	235	人権の大切さ、人権についての基本的な考え方、最近の人権問題と法の成立等	1時間半	外部講師 (関東学院大学教授)
「市民との協働」職員研修会	主査～主任級職員	63	地域協働体制(地域と行政)について	2時間	外部講師 (山梨学院大学教授)
認知症サポーター研修	全職員	162	高齢者の特徴、認知症の症状と対応・接し方、認知症サポーターとは	2時間	小田原市認知症 キャラバン・メイト
旅費(市外出張)事務研修	全職員	27	旅費事務の基本的・実務的な知識の習得	2時間半	内部講師 (市職員)

過去5年間のメンタルが原因による療養休暇、休職者、退職者数

(単位：人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
療養休暇	31	26	23	23	31
休職	14	17	21	20	14
普通退職	14	15	16	20	12
うち退職直前までメンタル 不調により休職	0	0	2	2	2

※1 平成28年度は平成29年2月末現在

※2 医療職（医師・看護師・技師等）を除く

平成28年度コーチングを活用した取組

コーチングプログラム経験者の中で有志のチーム（意識改革推進チーム）を結成し、他課の新任係長や若手職員に対し、継続的にコーチングを行い、職員の主体性の向上や組織のコミュニケーションの活性化などに取り組んでいる。また、職員個々の意識改革が組織全体の意識変革へ波及している。

1 内容

① 新任係長へのコーチング

新任係長の部下の育成・指導を充実させるため、新任係長に対しコーチ（チームメンバー）がコーチングセッションを行い、新任係長のマネジメント能力を向上させるように導く。

② 若手職員へのコーチング

基礎的知識が身についた若手職員（入庁3年目の職員）に対しコーチ（チームメンバー）がコーチングセッションを行い、目的意識やモチベーションを向上させるように導く。

2 参加者

コーチ（チームメンバー）		61名	コーチング	新任係長	27名
		➡➡➡	若手職員	31名	

3 効果

① 新任係長、若手職員の意欲の向上（取組前後のアセスメント比較）

質問項目	7月参加者 平均	2月参加者 平均	平均差 (2月-7月)
毎日前向きに仕事に取り組めている	5.27	5.32	0.04
自分の将来の目標やビジョンを持っている	4.78	4.99	0.20
仕事を通して自分の成長を実感している	4.88	5.21	0.32
仕事において、私自身の目標と所属している組織の目標のつながりを理解している	5.14	5.29	0.15
自分から積極的に目標を立てて行動を起こしている	4.75	5.09	0.35
創意工夫をしながら仕事に取り組んでいる	4.92	5.16	0.24
仕事上の不測の事態・変化にすばやく適応できている	4.59	4.72	0.13
周囲のせいにすることなく、主体的に問題解決に取り組んでいる	5.25	5.44	0.19
所属以外の人物とも積極的に関わりをつくっている	4.69	4.77	0.09
従来のやり方にこだわらず、今までとは違うやり方ができないか意識している	5.20	5.11	-0.09
仕事の目的を常に考えている	5.27	5.35	0.07
自分の業務と市民とのつながりを考えている	5.33	5.49	0.16
平均	5.01	5.16	0.15

※数値は7段階評価の結果

② メンタルによる休職者数の減

年度	人数
H27年度	20名
H28年度	14名
増減	▲6名

メンタル職員をサポートする職員の悩みをコーチングスキルなどを活用することによって解決し、サポート体制が強化されているケースもある。

4 コーチング経験者のその他の活動

① 自主的に行動できる若手職員育成のサポート

就業後に若手職員が実施している自主勉強会（寺子屋）で講師などのサポートを行い、若手職員の能力向上や組織のコミュニケーションの活性化を図っている。

② OJTや育成面談などにもコーチングを活用

傾聴、承認行為や良質な問いかけなどのコーチングスキルを活用し、自ら考えて行動できる職員を育成している。

過去 5 年間の市税の滞納繰越額（個人市民税及び固定資産税）

(円)

年 度	個 人 市 民 税	固 定 資 産 税
平成 24 年度 滞納繰越調定額	1,162,719,545	1,051,059,428
平成 22 年度以前分	863,503,109	797,288,067
平成 23 年度分	299,216,436	253,771,361
平成 25 年度 滞納繰越調定額	1,101,060,521	979,808,493
平成 23 年度以前分	850,534,256	761,909,055
平成 24 年度分	250,526,265	217,899,438
平成 26 年度 滞納繰越調定額	964,017,523	779,633,669
平成 24 年度以前分	703,829,015	590,345,703
平成 25 年度分	260,188,508	189,287,966
平成 27 年度 滞納繰越調定額	809,762,742	680,546,098
平成 25 年度以前分	607,952,593	500,707,496
平成 26 年度分	201,810,149	179,838,602
平成 28 年度 滞納繰越調定額	683,083,293	593,484,627
平成 26 年度以前分	500,411,724	445,646,284
平成 27 年度分	182,671,569	147,838,343

※各年度、前々年度以前分は4月1日現在、前年度分は6月1日現在の調定額です。

予算特別委員会請求資料7 財政課
予算書68,69,74～83,92～95,238～241頁

過去5年間の地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債発行額、
債務負担行為残高の推移(予算ベース)

(千円)

	H25	H26	H27	H28	H29
地方交付税	1,150,000	1,000,000	850,000	830,000	900,000
国庫支出金	9,278,081	11,255,871	10,603,582	10,526,712	10,822,169
うち国庫負担金	8,179,573	8,494,479	8,518,995	9,049,295	9,203,993
うち国庫補助金	1,052,980	2,722,006	2,045,315	1,438,029	1,578,833
うち委託金	45,528	39,386	39,272	39,388	39,343
県支出金	3,741,980	3,957,309	3,886,837	4,060,525	4,129,533
うち県負担金	2,298,655	2,524,885	2,567,620	2,801,775	2,907,779
うち県補助金	1,073,893	1,110,525	878,945	881,657	912,157
うち委託金	369,432	321,899	440,272	377,093	309,597
市債発行額	4,323,700	6,287,400	5,573,294	4,259,000	4,584,400
債務負担行為残高	13,560,365	12,152,411	9,670,212	14,608,214	10,404,253

市民交流センター開設時からの各会議室の月別利用件数(コマ数)

上段:コマ数 下段:稼働率

	会議室	利用可能面積(m²)										
											面積	面積
H27.12	53	61	54	34	83	66	24	91	90	556	299	2,691
	17.73%	20.40%	18.06%	11.37%	27.76%	22.07%	8.03%	30.43%	30.10%	20.66%	—	—
H28.1	102	82	98	81	137	108	78	164	148	998	312	2,808
	32.69%	26.28%	31.41%	25.96%	43.91%	34.62%	25.00%	52.56%	47.44%	35.54%	—	—
H28.2	146	119	125	120	169	123	111	189	138	1,240	299	2,691
	48.83%	39.80%	41.81%	40.13%	56.52%	41.14%	37.12%	63.21%	46.15%	46.08%	—	—
H28.3	133	112	137	182	176	129	145	203	169	1,386	351	3,159
	37.89%	31.91%	39.03%	51.85%	50.14%	36.75%	41.31%	57.83%	48.15%	43.87%	—	—
小計	434	374	414	417	565	426	358	647	545	4,180	1,261	11,349
	34.42%	29.66%	32.83%	33.07%	44.81%	33.78%	28.39%	51.31%	43.22%	36.83%	—	—
H28.4	105	76	118	114	185	179	104	214	226	1,321	338	3,042
	31.07%	22.49%	34.91%	33.73%	54.73%	52.96%	30.77%	63.31%	66.86%	43.43%	—	—
H28.5	157	125	133	145	162	156	124	170	193	1,365	325	2,925
	48.31%	38.46%	40.92%	44.62%	49.85%	48.00%	38.15%	52.31%	59.38%	46.67%	—	—
H28.6	181	187	204	158	211	202	176	240	226	1,785	338	3,042
	53.55%	55.33%	60.36%	46.75%	62.43%	59.76%	52.07%	71.01%	66.86%	58.68%	—	—
H28.7	210	184	205	214	224	213	178	228	234	1,890	351	3,159
	59.83%	52.42%	58.40%	60.97%	63.82%	60.68%	50.71%	64.96%	66.67%	59.83%	—	—
H28.8	190	194	187	218	191	200	168	213	197	1,758	325	2,925
	58.46%	59.69%	57.54%	67.08%	58.77%	61.54%	51.69%	65.54%	60.62%	60.10%	—	—
H28.9	203	162	189	188	199	198	189	223	235	1,786	325	2,925
	62.46%	49.85%	58.15%	57.85%	61.23%	60.92%	58.15%	68.62%	72.31%	61.06%	—	—
H28.10	244	243	244	241	274	256	240	249	253	2,244	338	3,042
	72.19%	71.89%	72.19%	71.30%	81.07%	75.74%	71.01%	73.67%	74.85%	73.77%	—	—
H28.11	244	223	220	225	233	230	216	230	246	2,067	312	2,808
	78.21%	71.47%	70.51%	72.12%	74.68%	73.72%	69.23%	73.72%	78.85%	73.61%	—	—
H28.12	197	192	170	183	186	171	161	207	216	1,683	312	2,808
	63.14%	61.54%	54.49%	58.65%	59.62%	54.81%	51.60%	66.35%	69.23%	59.94%	—	—
H29.1	189	188	175	159	188	184	159	183	216	1,641	312	2,808
	60.58%	60.26%	56.09%	50.96%	60.26%	58.97%	50.96%	58.65%	69.23%	58.44%	—	—
H29.2	232	220	226	211	214	184	216	227	221	1,951	312	2,808
	74.36%	70.51%	72.44%	67.63%	68.59%	58.97%	69.23%	72.76%	70.83%	69.48%	—	—
小計	2,152	1,994	2,071	2,056	2,267	2,173	1,931	2,384	2,463	19,491	3,588	32,292
	59.98%	55.57%	57.72%	57.30%	63.18%	60.56%	53.82%	66.44%	68.65%	60.36%	—	—
総計	2,586	2,368	2,485	2,473	2,832	2,599	2,289	3,031	3,008	23,671	4,849	43,641
	53.33%	48.83%	51.25%	51.00%	58.40%	53.60%	47.21%	62.51%	62.03%	54.24%	—	—



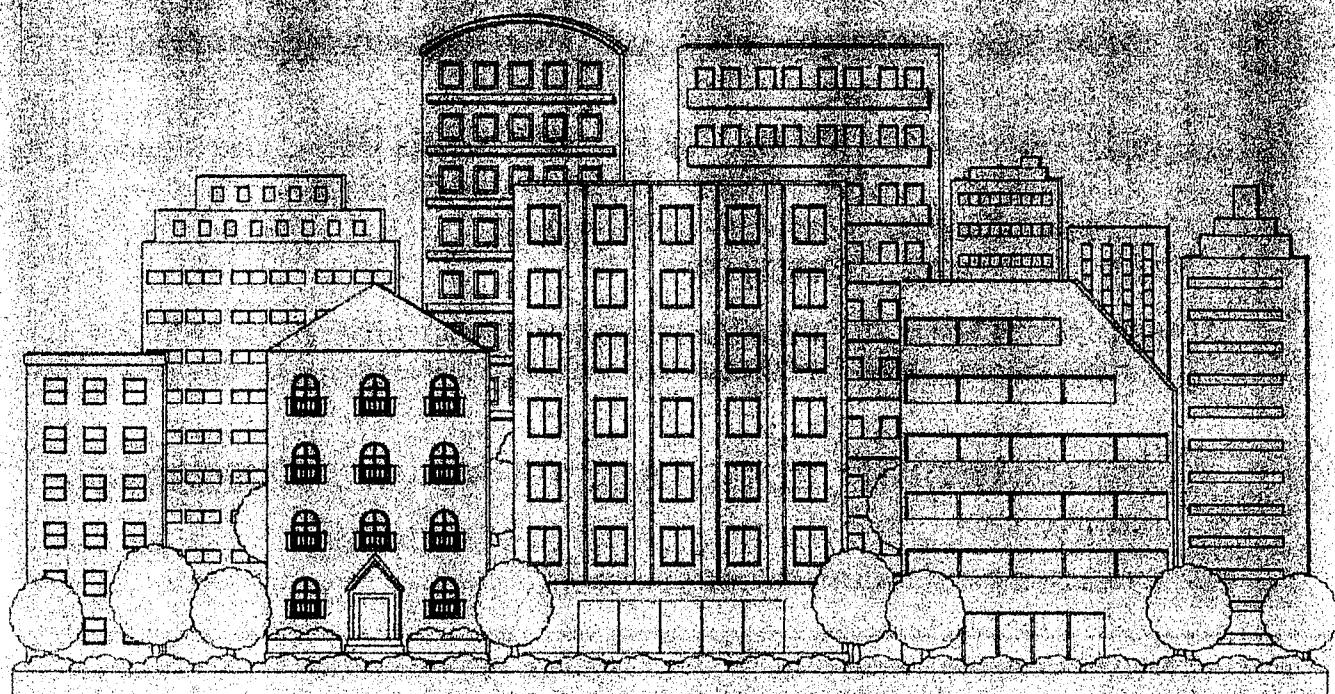
KANAGAWA

神奈川県

予算特別委員会請求資料 9 地域安全課 予算書 123 頁



防犯カメラの設置・管理に関する ガイドライン



神奈川県

はじめに

1 ガイドラインの策定目的

神奈川県では、県民、各種団体、事業者の皆さんと一緒に、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくため、様々な施策に取り組んでいます。

安全・安心まちづくりの推進に当たり、防犯カメラは、犯罪の防止や犯人の逮捕に役立つという点で、とても効果があると認められます。

しかし、その一方で、防犯カメラが設置されることにより、プライバシー等が侵害されるのではないかと不安に感じる方もいます。

そこで、神奈川県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインにより、プライバシー等に十分に配慮しながら、防犯カメラの設置を進めていただき、さらに安全で安心な神奈川県を目指していきましょう。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、主として犯罪の防止を目的に設置され、不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、かつ、画像記録の機能を有するカメラとします。

ガイドラインの対象となるカメラ

設置主体にかかわらず、次の全ての要件を満たすカメラは、このガイドラインの対象とします。

1 設置目的

主として犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

※設備や装置等の管理、学術研究、報道などを主目的に設置されたカメラは対象となりません。

2 撮影範囲

次の場所などを撮影範囲とすることで、不特定多数の方を撮影するカメラ

- 「道路」、「公園・広場」
- 「商店街・商店会・繁華街」、「地下街、駅などの自由通路」
- 「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
- 「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」
- 「ホテル・旅館」、「駐車場」等

※カメラの撮影範囲として、不特定多数の方の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象となりません。

3 装置

画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画装置を備えたカメラ

※録画装置を備えていないカメラは対象とません。

2

防犯カメラの設置・管理に当たって配慮すべき事項

1 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像データは、その取扱いによっては、プライバシー等を侵害する恐れがあり、むやみに設置すればよいということにはなりません。

そこで、防犯カメラを設置する際には、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置することとします。

2 防犯カメラの設置表示

防犯カメラの設置者は、県民の皆さんのが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、設置区域内の見やすい場所、例えば、防犯カメラを設置している建物や施設の出入り口などに設置表示を行うこととします。

また、犯罪防止を目的とした設置効果を高めるためにも、設置表示は必要ですが、個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理に当たり、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、管理責任者を指定することとします。

4 防犯カメラ設置者・管理責任者の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を、防犯カメラの設置者と管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

- ①適切な画像の取扱いに努めること。
- ②画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。
- ③防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。
- ④その他防犯カメラの適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。



5 防犯カメラにより撮影された画像の管理・保管期間等

記録方式のデジタル化が進み、USBメモリやSDカードなど大容量でありながら小さな記録媒体が増えたことで、画像のコピーや持ち出しが容易な状況になっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- ①不必要的画像の複写や加工を行わないこと。
 - ②画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、施錠できる保管庫に保管すること。
 - ③画像の記録にハードディスクを利用している場合は、部屋の施錠、関係者以外の立ち入り禁止など、あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。
 - ④画像の部外への持ち出しを禁止すること。
 - ⑤画像の保管期間は、目的達成のため必要な最小限の期間とすること。
 - ⑥保管期間が終了した画像は、初期化や上書きにより、確実に消去すること。
 - ⑦画像の記録された媒体を廃棄する場合には、破碎するなど、画像が読み取れない状態にしたうえで、廃棄すること。
 - ⑧インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとること。
- ※⑤の保管期間に関して、県が行った調査結果によると、既に防犯カメラを設置している事業者の保管期間は、金融機関を除き、「1ヶ月未満」に設定している事業者が多くなっています。



6 防犯カメラの画像の利用・提供の制限

防犯カメラは、不特定多数の方を撮影するものであることから、プライバシー等の問題に配慮し、防犯カメラで撮影された画像については、原則、他の目的での利用、他者への提供を禁止します。

そこで、その例外として、客観的に見て、提供することが妥当と認められる次の3点を掲げました。

- ①法令に基づく場合
 - ②捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
 - ③県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合
- ※③の事例としては、例えば、行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

また、他者に画像を提供した場合には、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由などを記録しておきましょう。

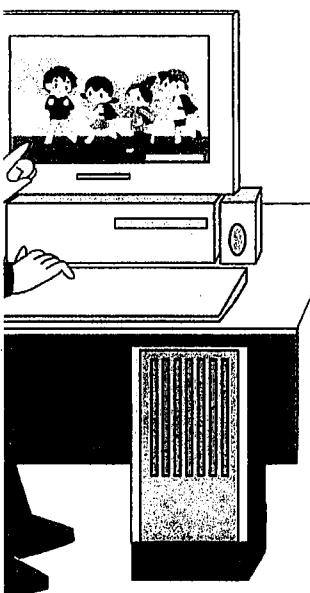
なお、設置者等が提供の必要性を十分に検討することが重要です。

7 苦情等への対応

防犯カメラが設置されていることに不安を感じている方もいますので、設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

8 防犯カメラ管理運用基準の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・管理をさらに適切に行うため、設置者等は、それぞれの利用目的、利用形態に合わせ、次の事項などを盛り込んだ管理運用基準を定めることとします。



- ①防犯カメラの設置目的
- ②防犯カメラの設置場所、撮影範囲
- ③防犯カメラの管理責任者の指定及び責務
- ④画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理に係る次の事項
 - 画像の記録された媒体の保管方法
 - 画像の保管期間、消去方法
- ⑤画像の利用、提供制限に関すること。
- ⑥苦情処理に関すること。
- ⑦その他防犯カメラの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

9 個人情報保護法制の遵守

個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された画像についても、個人情報に該当する可能性があります。

そこで、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととします。

参考

民間事業者の場合、録画された画像を、個人を特定のうえ、検索可能なデータとして、一定の期間で、5千件を超えて保有すると、個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者として、様々な義務が発生することになります。

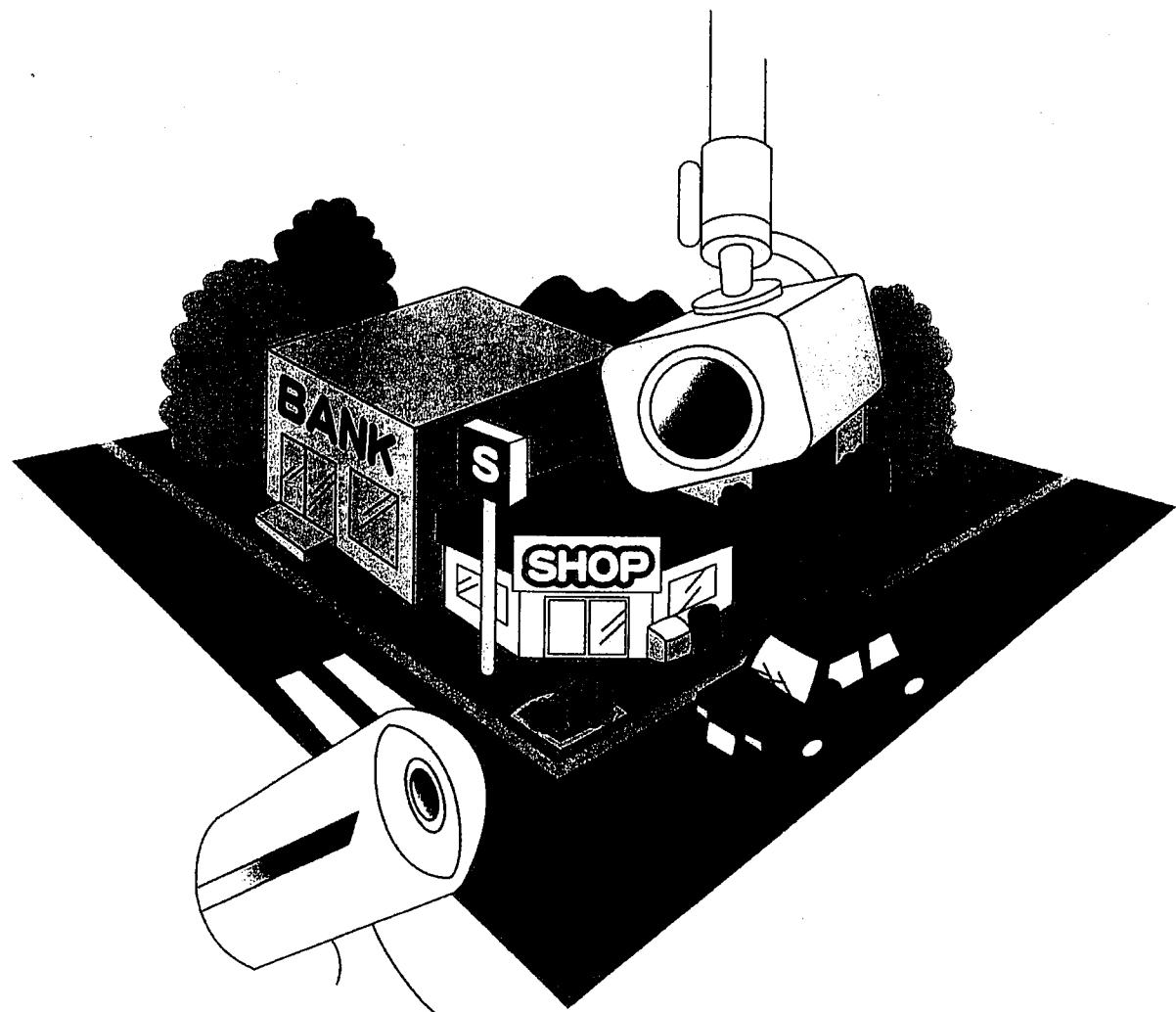
10 その他

施設管理業務や警備業務を委託する場合には、ガイドライン及び管理運用基準の遵守を委託条件にするなど、委託業者に適切な管理、運営を徹底するものとします。

3 終わりに

このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、最低限配慮して欲しい事項をまとめていますので、各設置者等の皆さん方には、管理運用基準の参考例をご覧いただき、必要な事項を追加するなど、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適切な取扱いをお願いします。

なお、防犯目的のカメラ以外であっても、施設管理用カメラなどは、不特定多数の方を撮影している可能性が考えられますので、プライバシー保護等に十分配慮していただくようお願いします。



管理運用基準の参考例

○○○○が設置する防犯カメラの管理運用基準

1 目的

○○○○は、◇◇◇地域（△△△施設内）に設置する防犯カメラについて、◆◆◆などの犯罪を防止する設置目的と県民のプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

防犯カメラの設置場所は、◇◇◇地域（△△△施設）の街灯（正門及び駐車場付近）に設置し、◇◇◇地域（△△△施設）内の公道（正門、正門前の公道及び駐車場）を撮影範囲とする。

3 防犯カメラの管理責任者の指定等

- (1) 防犯カメラの管理運用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、（職・氏名を記載）をもって充てる。
- (3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - ア 画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。
 - イ 防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。
 - ウ その他画像の適切な取扱いに努めること。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講じる。

- (1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。
イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保管期間

画像の保管期間は、○○とする。

(3) 画像の消去方法

画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。
ただし、媒体を廃棄する場合は、破碎のうえ、廃棄するものとする。

5 画像の利用、提供制限

- (1) 次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に提供しないものとする。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
 - ウ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合
- (2) (1)に基づき、画像を他者に提供する場合には、管理責任者（又は設置者）の許可を得たうえで、提供するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所に、その旨を表示するものとする。

7 苦情処理

苦情や問い合わせには、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

神奈川県安全防災局 くらし安全交通課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL. 045-210-3552 FAX. 045-210-8953

**平成28年10月1日現在における
市内民間保育所等の定員と入所状況及び待機児童数**

(単位：人)

No	種別	施設名	認可定員	在籍児童数
1	保育所	小田原愛児園	300	299
2	保育所	小田原乳児園	90	79
3	保育所	クレヨンの森保育園	90	70
4	保育所	足柄保育園	90	71
5	保育所	みゆき愛児園	60	63
6	保育所	中島保育園	150	160
7	保育所	山王保育園	120	103
8	保育所	久野保育園	120	140
9	保育所	五百羅漢保育園	90	104
10	保育所	螢田愛児園	50	60
11	保育所	荻窪保育園	150	153
12	保育所	国府津保育園	120	130
13	保育所	石塚保育園	120	143
14	保育所	さくら保育園	90	80
15	保育所	城前寺保育園（本園）	90	98
	保育所	城前寺保育園（かものみや分園）	20	21
16	保育所	富水保育園	120	139
17	保育所	西大友保育園	90	111
18	保育所	下府中保育園	80	92
19	保育所	春光保育園	160	166
20	保育所	報徳保育園	100	120
21	保育所	たんぽぽ保育園	70	81
22	保育所	桃重保育園	90	108
23	保育所	南鴨宮あいじ園	37	37
24	保育所	お花畠保育園	39	29
25	保育所	保育園 大地	45	45
26	認定こども園	小田原みどり学園 ※	75	59
27	認定こども園	こひつじ学園 ※	12	9
28	小規模保育事業	矢作愛児園	16	15
29	小規模保育事業	育みの家カンガルー	11	13
合 計			2,695	2,798

※認定こども園の認可定員及び在籍児童数は保育部のみ

待機児童数（平成28年10月1日現在）	90
---------------------	----

保育所等利用申込・利用待機状況(平成27年・平成28年)

(単位：人)

項目	年月		平成27年		平成28年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
保育所等利用申込者数	3,257	3,558	3,316	3,618		
利用児童数	3,173	3,305	3,183	3,312		
保留児童数	84	253	133	306		
預かり保育を実施している幼稚園	0	0	0	0		
国庫補助を受けている認可外保育施設	0	0	0	0		
地方単独補助を受けている認可外保育施設	0	2	0	0		
求職活動中のうち、求職活動を休止している者	6	31	15	28		
特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している者	61	136	96	172		
育児休業中の者	1	5	0	16		
待機児童数	16	79	22	90		

**県内19各市における一人当たりの保険料
(平成27年度～平成29年度)**

(単位：円)

保険者名	一人当たり保険料 (医療分+支援分)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額
小田原市	(9)	89,910	(7)	92,480	(7)	93,820
横浜市	(5)	92,719	(12)	86,461	(6)	93,963
川崎市	(3)	95,727	(2)	103,584	(2)	104,930
横須賀市	(15)	83,600	(6)	95,093	(3)	101,301
平塚市	(18)	76,924	(14)	81,023	(15)	84,780
鎌倉市	(10)	89,217	(8)	92,197	(8)	92,122
藤沢市	(1)	102,825	(1)	108,730	(1)	106,018
茅ヶ崎市	(7)	91,478	(3)	103,475	(5)	96,573
逗子市	(13)	84,829	(13)	82,176	(16)	82,479
相模原市	(8)	90,870	(9)	90,309	(4)	97,910
三浦市	(4)	94,270	(4)	96,261	(12)	89,343
秦野市	(17)	79,337	(19)	78,875	(18)	77,822
厚木市	(6)	92,680	(5)	95,380	(14)	86,467
大和市	(16)	82,032	(10)	89,626	(10)	89,917
伊勢原市	(11)	88,714	(16)	80,559	(11)	89,414
海老名市	(12)	86,700	(18)	79,363	(13)	86,861
座間市	(19)	68,936	(17)	80,463	(17)	80,558
南足柄市	(2)	100,921	(11)	88,344	(9)	90,936
綾瀬市	(14)	83,821	(15)	80,813	(19)	75,592

*本資料は各市の予算編成段階のデータに基づく。

過去 3 年間の酒匂川植栽事業費 職員が業務として参加している人数と回数

年度	延べ人数	回数
平成 26 年度	186 人	24
平成 27 年度	155 人	21
平成 28 年度 (そのうち、団体の作業への立ち合い のみの延べ人数・回数)	70 人 (22 人)	17 (11)

※1 本業務は、将来的に市民団体に管理を任せることを考えており、平成 27 年度からは、近隣在住者で構成する団体「酒匂川左岸流域下水道対策委員会」に、さらに、平成 28 年度からは「シニアネットワークおだわら & あしがら」に、定期的に除草作業を行ってもらっている。

※2 平成 28 年度は、職員が除草作業以外にも、各団体の作業の際に、打合せ、指示、現場確認等を行うために、何回か立ち合っており、内数として立ち合いのみの回数等を()書きで表記している。

段ボールコンポスト事業 開始から現在までの市民への普及実績及び普及施策一覧

年度	登録世帯数	普及施策						広報等	
		実施回数				合計			
		生ごみクラブ主催	生ごみクラブと共催	市の啓発事業					
		※1 生ごみサロン等	※2 店頭PR・イベント参加	※3 自治会等説明会	※4 授業実施学校数				
22	1,038	10				10	・広報小田原 6/1 号 ・市民と市長のまちかどトーク(8月)		
23	1,054	12	12			24	・広報小田原 4/1 号		
24	815	12	17			29	・広報小田原 4/1 号		
25	439	26	15	21	1	63	・広報小田原 4/1 号 ・自治会等へのごみの説明時に段ボールコンポストの内容を加える		
26	761	23	25	17	13	78	・ゴミダス 19 号(12月) ・自治会回覧(2月)		
27	735	27	25	18	20	90	・おとなりさん夏号 ・広報小田原 7/1 号 ・自治会回覧(9月) ・小田原短大 学園祭で段ボールデザインコンテスト開催(11月) ・ゴミダス 20 号(2月)		
28 (3/9 現在)	402	28	16	20	25	89	・愛称を「もぐもぐダンボ」に決定、 神奈川新聞・読売新聞掲載(1月) ・東富水小 4 年生による使い方動画配信開始(1月) ・ゴミダス 21 号(2月)		
合計	5,244	138	110	76	59	383	上記以外にも隨時実施しているもの ・環境メールニュースで配信(年数回) ・環境政策課窓口に生ごみを入れた見本を設置し、来庁者への PR ・市役所新採用職員への啓発(毎年 4 月)		

※ 段ボールコンポストの推進は、市民団体である小田原生(いき)ごみクラブと協働で実施している。(網掛け部分は、小田原生(いき)ごみクラブが主体で実施)

※ 1 生ごみサロンには、段ボールコンポストに取り組む市民が集い活動している。

※ 2 平成 28 年度から、店頭 PR・イベントに、段ボールコンポストの基材を作成する福祉施設あんこホームも参加している。

※ 3・4 自治会等への説明や学校での授業では、小田原市のごみ減量に係る取組紹介の中で段ボールコンポストの説明を行っている。

過去3年間のごみの種別ごとの排出量及びごみ処理経費(人件費を除く)

ごみ排出量 (単位:t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃せるごみ	53,260	52,495	51,844
燃せないごみ	3,885	3,673	3,631
大型ごみ	334	309	314
資源	ペットボトル	741	707
	トレー類・  表示のあるもの	1,799	1,805
	紙・布類	11,730	11,306
	缶類	626	587
	びん類	1,445	1,401
総排出量		73,820	72,283
			71,278

ごみ処理経費 (単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ処理経費(人件費除く)	1,752,144	1,815,929	1,768,383

※ごみ処理経費は、収集にかかる経費、収集後のリサイクルや焼却等に係る経費、最終処分にかかる経費を含む。

※平成26年度は、消費税率及び地方消費税率の改定や、トレー類の排出先である日本容器包装リサイクル協会の基準を満たすため、収集後のトレー類の処理に新たな異物除去のラインを加えた。

過去3年間の時間外勤務月80時間以上の月別・学校別件数(平成28年度・4月～12月)

<小学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(人) 計
三の丸						1		1					2
新玉													0
足柄		1	1										2
芦子	2						1						3
大窪	1												1
早川													0
山王													0
町田													0
久野													0
富水													0
下府中	3		1			1		1					6
桜井													0
千代	6	4	6	1		1	1	4					23
下曾我	3	1	1			2		3					10
国府津						1	2						3
酒匂	1		1					1					3
片浦													0
曾我													0
東富水	5	3	4			4	3	2					21
矢作													0
報徳								1					1
豊川													0
富士見													0
前羽													0
下中	1	1	2			2	1	1					8
計	22	10	16	1	0	12	8	14	0	0	0	0	83

<中学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
城山													0
白鷗	1	1	3			4	1	2	1				13
白山			2	1		2	2	3	1				11
城南						1		1					2
鴨宮	4	1	2			1	1						9
千代	2	1	2			1	1	1	1				9
国府津													0
酒匂	3	3	3					1					10
泉			1				1	2					4
城北	6						2						8
橘	2	1					2	1					6
	18	7	13	1	0	9	10	11	3	0	0	0	72

過去3年間の時間外勤務月80時間以上の月別・学校別件数(平成27年度・4月～3月)

<小学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(人)
三の丸													0
新玉													0
足柄													0
芦子	2												2
大窪	1	1											2
早川	3	1	1			1	2	1					9
山王													0
町田	2	1	1					2					6
久野							2						2
富水													0
下府中	2	1	1	1		1	1	1	1		1		10
桜井													0
千代							5	4				2	11
下曾我	1	1	2			2	2	1	1		1	1	12
国府津			1								1		2
酒匂	4	2	2					2			1	1	12
片浦													0
曾我													0
東富水	4	1				4							9
矢作	3	1	1										5
報徳		1	1				1						3
豊川													0
富士見													0
前羽													0
下中								1	1	1	1		4
計	22	10	10	1	0	8	13	12	3	1	5	4	89

<中学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
城山													0
白鷗								1	1				2
白山													0
城南	1	1	1										3
鴨宮	3		1			1							5
千代	5	2	5	1		2	3	2	1		2		23
国府津	1												1
酒匂	6	4	6			1	2	2		1	2		24
泉						1					1		2
城北			2										2
橘	1		2										3
	17	7	17	1	0	5	6	5	1	1	5	0	65

過去3年間の時間外勤務月80時間以上の月別・学校別件数(平成26年度・4月～3月)

<小学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(人)計
三の丸													0
新玉													0
足柄													0
芦子	4	3	3			3	2	1			1	2	19
大窪	1					1							2
早川	2	1	2	1		2	3	2	1		1		15
山王													0
町田		1	1										2
久野			1			1	1						3
富水													0
下府中	1	1	1			2	1	1	1		2	2	12
桜井													0
千代			2					1					3
下曾我	4	3	4	1		4	3	1					20
国府津		2	1			1					1		5
酒匂	2	3	1								2	3	11
片浦													0
曾我													0
東富水		1				1					2		4
矢作	3	3	2			1							9
報徳													0
豊川													0
富士見													0
前羽													0
下中													0
計	17	18	18	2	0	16	11	5	2	0	9	7	105

<中学校>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
城山			1					1					2
白鷗			1										1
白山			1										1
城南		1											1
鴨宮	1	1						1					3
千代	7	8	4										19
国府津	1	1	0										2
酒匂													0
泉	1	1				2							4
城北			1			2	3	1					7
橋		1				1							2
	10	13	8	0	0	5	3	3	0	0	0	0	42

療養休暇取得者数・休職者数・休職後に付随する退職者数
あわせてそれぞれについてメンタルを要因とする人数 (過去3年分)

※()内の数字が精神疾患(メンタルを要因とするもの)

	療養休暇	休職	退職
平成26年度	24 (6)	9 (9)	0 (0)
平成27年度	19 (1)	7 (3)	0 (0)
平成28年度 *1	14 (2)	4 (2)	0 (0)

*1 平成26～27年度は年度末、28年度は平成29年1月1日現在

*2 専従休職・在外派遣同伴は除く